

昭和二十五年七月十五日提出
質問 第一二三号

未墾地買収に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年七月十五日

提出者 高田富之

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

未墾地買収に関する質問主意書

一 山林未墾土地の買収基準が、傾斜十五度以内となっているのは画一的に過ぎて、実情に則さぬ場合が多い。当該地方の実情に応じて融通性を與える必要があると思うが如何。

二 昭和二十四年八月埼玉県農地委員会では、同県秩父郡尾田蒔村の未墾地三十四町一反の買収を決定した。しかるに、その後「治山・治水」を理由とする同文の印刷した異議申請書が多数地主から提出され、昨年秋頃農林省からも特に技官を派遣して調査したが、全く根拠のない反対であることが明らかになった。しかるに不可解にも一箇年を経過した今日なお決定を見ず、去る五月に至つてようやくその一部分である十三町二反だけが買収され、他は依然保留のままとなっている。

農林当局はかかる不法且つ不当の処置に対して至急何らかの措置を講ずる必要ありと考えるが如何。右質問する。